

東京都は理容師を目指す都内サロンで就業を考えるあなたを応援します!!

理容師資格取得促進事業



■ 理容師を職業とし、理容師免許を取得すると広がる世界

ヘアビジネスの基本はお客様の髪に手をを入れて綺麗にすることです。国家資格である理容師免許はヘアビジネスに携わることを約束された免許です。ヘアメイク、スタイリストなどヘアビジネスの需要は広がっています。理容師資格取得促進事業ではこの理容師資格の取得を東京都と学校で全面サポートします。

また、「手に職」がクローズアップされている時代にもマッチした資格であり、年齢による制限がないので取得すれば一生涯の資格となります。



■ 理容師を目指す意欲のある方を支援します

- 15歳以上
- 都内に1年以上在住
- 世帯の生計中心者の収入が一定基準以下
- 在学中ではない
- 活用できる資産が無い
- 生活保護世帯ではない
- 都内で理容師として就職する意思がある
- 健康である

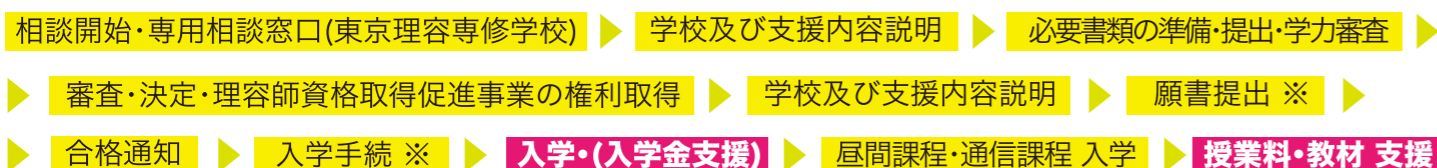
定員があります 昼間課程、通信課程とあり、それぞれ**20名定員**となります。申請多数の場合審査となります。

■ 申請対象者の収入の目安について

扶養人数	0人(单身)	1人	2人	3人
総収入(年間)	176万円以下	260万円以下	320万円以下	380万円以下
課税所得(年間)	50万以下	60万以下		

※賃貸物件に住んでいる方は、年額上限84万円(上限 月7万円)を限度に、家賃支払額を本人収入額から減額できる場合があります。

■ 支援までの流れ ※の項目時書類に不備があった場合は入学は許可されません。



■ よくあるご質問

Q.理容師資格取得促進事業を利用したいのですが....

A.まずはお電話にてご連絡下さい。住民票、課税証明書で対象条件にあてはまるか確認させて頂いております。

Q.活用出来る資産はどこまでが含まれるのでしょうか?

A.様々なケースがございますのでご連絡ください。

Q.申込書等が見当たらないのですが.....

A.特に申込書などはございません。お電話でお申し込みください。

Q.生活保護世帯は全て対象外ですか?

A.区市町村福祉事務所のケースワーカーさんと連携してご相談させて頂く事もございますので、まずはご相談ください。

Q.条件に15歳以上とありますが、年齢の上限はありますか?

A.ございません。ただし、修業の耐えられる健康状態であり、都内で理容師として就職する意思があるか等考慮させて頂きます。

Q.14歳の中学生は受ける事が出来ませんか?

A.中学3年生で卒業見込み者であれば、お申し込み可能です。

Q.対象者の条件に在学中ではない事とありますが、卒業見込みの場合はどうなりますか?

A.卒業見込みの方は対象者のため、お申し込みいただけます。

Q.支援とありますが、どの位の支援を受けられるのでしょうか?

A.入学考査料から学費、教材にかかる費用を東京都が支援します。(ホームページをご覧頂くか、募集要項をご請求下さい)



理容師資格取得促進事業とE-tocoパートナーシップの就職支援サポート制度

理容師資格取得促進事業

E-tocoパートナーシップ



理容師資格取得促進事業とは?

理容師を目指す方に理容師資格取得のための専修学校の入学金・授業料・その他教材費等を東京都が全面的にサポートする制度です。

東京都委託事業

理容師資格取得促進事業
START!!

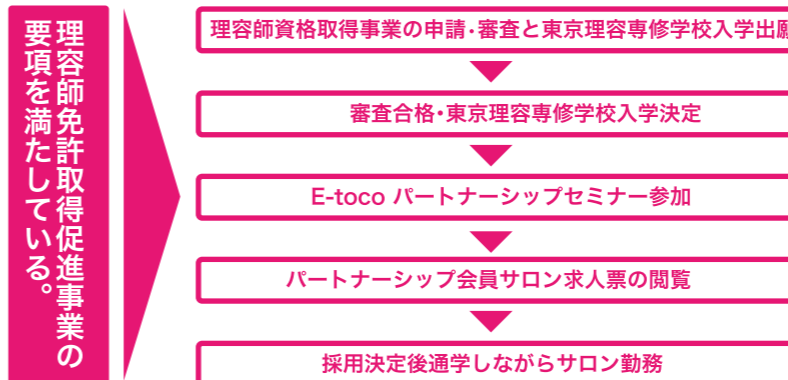
E-tocoパートナーシップとは?

理容師資格取得促進事業を利用するには、東京都内において**理容師として就職する意思が有る**ということが要件になります。働きながら資格を取るということをE-tocoパートナーシップは可能にします。

事業主:東京都理容生活衛生同業組合



■ この制度を利用した流れ



■ 就職先サロンについて

■ご紹介するサロンはE-tocoパートナーシップ会員店が支援致します。

■雇用条件は各サロンと要相談となります。

■ お問い合わせ先

東京理容専修学校 理容師養成支援機構相談室
TEL:03-3954-8291